

令和4年度社会福祉法人匠瑳市社会福祉協議会事業計画

【事業方針】

今日の地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少の進行、社会経済情勢の変化を背景に、無縁社会の広がりや地域のつながりの希薄化、孤独死、引きこもり、虐待、家庭内暴力、自殺、生活困窮など地域における福祉課題や生活課題は複雑化多様化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況の中で、地域住民による福祉活動やボランティア活動の休止や縮小が長期化し、高齢者の虚弱化の進行や必要な支援が届きにくい状況が懸念されています。

本会では、地域共生社会の実現に向けた国の方針に則り、匠瑳市とともに「第2次匠瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定し、「住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築」を基本理念として、地域住民や関係機関・団体と連携して地域福祉の推進に取り組んでいます。

今年度は、ウィズコロナ、ポストコロナ時代の生活様式に見合った地域福祉活動・ボランティア活動の進め方を地域住民や関係機関等と検討・実施します。

また、生活困窮者自立支援事業や生活福祉資金貸付事業を活用して生活困窮世帯の自立に向けた支援を実施し、日常生活自立支援事業や法人後見事業による高齢者や障害者の権利擁護を図るなど総合的な相談支援体制づくりを推進します。

介護サービスや障害福祉サービス事業については、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、必要なサービス提供を維持します。

生活支援体制整備事業については、第3層協議体設置に向けて、小学校区単位での話し合いを進めるとともに、昨年度から制度外の生活支援サービスとして開始した住民参加型有償在宅福祉サービス「ちょこっとサービス」の充実を図ります。

また、法人運営については、財源の確保と収支バランスに配慮した安定運営を図るとともに、ガバナンスの強化や積極的な情報発信に努めるなど、より透明性の高い組織運営を図ります。

【重点事業】

○地区社会福祉協議会（地区社協）との連携強化と活動支援

地域福祉活動の基盤として、市内11地区に設置されている地区社協と市社協の連携を強化し、一層の活動の活性化を図るとともに、地区の実情に合わせた活動の支援を継続的に行います。

○日常生活自立支援事業等の周知及び法令を遵守した運営

日常生活を送る上で、十分な判断ができない方や体の自由がきかない方等が地域で安心して生活できるように、適切な福祉サービス利用や金銭管理等を支援する、「日常生活自立支援事業（すまいる）」及び「法人後見事業」の周知を図るとともに責任と透明性のある事業として円滑な運営に努めます。

○生活福祉資金貸付事業を活用した生活困窮者自立支援事業の推進

失業等により生活が困窮する方に加えて、新型コロナウイルスの影響により収入が減少し生活に困窮する方に対して、自立相談支援を行うとともに、必要に応じて生活福祉資金貸付事業を活用しながら、相談者に寄り添った伴走型の支援を行います。

○社会福祉推進委員の活用

地域福祉の担い手不足の解消と活動の活性化を目的に設置した「社会福祉推進委員」を活用し、地区社協運営の活性化や災害時要援護者台帳の整備協力、要援護者の見守り等の活動を通じて、困りごとを抱えた方の発見と問題解決の強化を図ります。

○生活支援体制整備事業の推進

生活支援コーディネーター（SC）と第1層協議体である「匝瑳市地域支え合い推進会議」が連携して、住民主体の支え合い助け合い活動の推進を図ります。今年度は、小学校区単位での第3層協議体設置に向けて、地域住民との話し合いを中心に、地域の実情に応じた取組みを進めます。

○住民参加型有償在宅福祉サービス（ちょこっとサービス）の提供

自力でゴミ出しや買い物ができないなど日常生活上の困りごとを抱えている方に対して、制度外の会員制の生活支援サービスを提供します。

○第2次匠瑳市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の推進

「住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会（地域力）の構築」を目指すため、地域住民、関係機関等と連携して、推進体制の構築と計画の推進を図ります。

○防災・災害支援対策の推進

地震等による大規模災害の発生に備え、近隣社協と共同で災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営に係る協定等の締結に向けて、関係機関等との協議調整を図ります。

○新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域福祉活動・ボランティア活動の推進

コロナ禍の中での「新しい生活様式」に対応した地域福祉活動・ボランティア活動の進め方について、地域住民や関係機関等と協議検討し、順次実施していきます。

○介護サービス、障害福祉サービスの継続実施

新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で、利用者に必要なサービスが継続して提供できるよう努めます。

【事業の主な内容】

事業名	目的	主な実施事項
法人運営並びに連絡調整	法人の適切な運営と効果的な事業運営を行い、関係機関との連絡調整を図るとともに、ガバナンスの強化と職員の資質向上を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事会・評議員会の開催 2. 監事会の開催 3. 正副会長会議の開催 4. 評議員選任・解任委員会の開催 5. 財務、人事関係等のマネジメントの強化 6. 定款・諸規程の整備 7. 職員研修等の実施 8. 組織基盤の強化 9. 自主財源確保及び経費削減の推進
広報啓発事業	住民参加による社会福祉の基盤作りを目指し、福祉意識の高揚と、福祉活動への参加の動機付けとなるよう広報啓発活動を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社協広報紙「ほっとそうさ」の発行（年2回） 2. 社協ホームページの更新管理 3. 社協活動紹介のパンフレットの作成
地区社協活動支援事業	地域福祉活動の基盤となる地区社協に対して、事業・財政面の支援を行うとともに、地区社協と市社協の連携強化を推進する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区社協活動への支援 2. 地区社協会長会議の開催 3. サテライトデイサービスの開催協力 4. 地域福祉フォーラムの支援
ボランティア活動支援事業	<p>多様化するボランティア活動へのニーズに応じ活動援助、情報提供等を行い、引き続き、市民のボランティア活動への参加を促進するため、講座や研修会を開催する。</p> <p>また、地域における高齢者、障害者等を守るために地域住民と協働し地域づくりを推進する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティアセンターの運営 2. ボランティアの登録・斡旋・調整 3. ボランティア活動保険の普及 4. ボランティア連絡協議会の運営支援 5. ボランティア情報紙「touch」の発行（年1回） 6. ボランティア講座の開催 7. 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアルの継続的

		<p>な見直し</p> <p>8. 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施</p> <p>9. 地域若者サポートステーションとの協働</p>
車いす貸与事業	一時的に歩行が困難になった高齢者等に車いすを貸与し、在宅福祉の増進を図る。	1. 車いすの貸出
あんしん箱配付事業	ひとり暮らしの高齢者等が緊急入院する場合に必要な物品や個人情報を受納し持ち出しできるあんしん箱を配付し、民生委員や地域の方たちが速やかに対応できるよう支援を行う。	<p>1. あんしん箱の配付</p> <p>2. あんしん箱利用状況調査の実施</p> <p>3. あんしん箱配付事業の周知</p>
障害者支援事業	障害者の社会参加の促進と地域生活支援のためノーマライゼーションの理念に基づく活動を行う。	<p>1. 視覚障害者への声のサービス</p> <p>2. 郵便物への点字添付サービス</p> <p>3. 身体障害者福祉会への助成</p> <p>4. 手をつなぐ育成会への助成</p>
福祉教育推進事業	福祉教育を通し児童生徒が豊かな体験を積み、思いやりの心を育み、助け合いと連携の意識を養う。	<p>1. 体験教室（福祉出前講座）へのボランティア講師派遣</p> <p>2. 福祉教育に関する備品の貸出</p> <p>3. 福祉教育に関する広報、情報提供</p>
児童健全育成事業	関係機関と連携し、全ての児童の健全育成を目指す。	<p>1. ことばの教室親の会、子ども会育成連絡協議会、青少年相談員連絡協議会への助成</p> <p>2. 赤い羽根子どもの遊び場遊具の維持管理</p> <p>3. 交通遺児激励見舞金、勉学奨励金の支給</p>
社会福祉推進委員設置事業	地区社協と協働し、地域住民の福祉ニーズ、情報を把握するために社会福祉推進委員を設置する。	<p>1. 地区社協との合同研修の実施</p> <p>2. 活動費の助成</p>

総合相談事業	市民が抱える生活や福祉等の各種相談に対応するため相談事業を実施する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 無料法律相談（月2回）の実施 2. その他の福祉、介護等に関する相談（随時）の実施
訪問介護事業	介護等が必要な高齢者宅に訪問し、身体状況に応じて自立した在宅生活を送れるよう、身体介護、生活援助等のサービスを提供する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の受入調整 2. 訪問介護計画の作成 3. ヘルパーの派遣 4. 関係機関等との連絡調整 5. ヘルパー研修等の実施 6. 介護報酬の請求
小規模多機能型居宅介護事業	介護等が必要な高齢者が、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や自宅への「訪問」サービスを組合せて提供する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の受入調整 2. 小規模多機能型居宅介護計画の作成 3. サービス提供記録の作成 4. 食事の提供 5. 利用者及び家族からの相談及び助言 6. 運営推進会議の開催 7. 地域包括支援センター等関係機関との連絡調整 8. 事業の周知及び広報 9. 避難訓練の実施 10. 職員研修等の実施 11. 給付管理票の作成及び介護報酬の請求
障害福祉サービス事業	身体、知的、精神障害者の自宅等に訪問し、ホームヘルパーを派遣し、身体介護、生活援助等のサービスを提供し、日常生活の維持向上を支援する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の受入調整 2. 居宅介護計画の作成 3. ヘルパーの派遣 4. 関係機関等との連絡調整 5. ヘルパー研修等の実施 6. 障害福祉サービス費の請求

<p>日常生活自立支援事業（すまいる）（県社協受託事業）</p>	<p>判断能力の十分でない高齢者や障がい者が安心して地域で生活を送るために必要な福祉サービスの利用援助や金銭管理を本人との契約により行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉サービス利用援助 2. 財産管理サービス 3. 財産保全サービス 4. 日常生活自立支援事業の広報啓発活動 5. その他 <ul style="list-style-type: none"> （ア）各機関との連絡調整会議、ケース検討の実施 （イ）生活支援員研修の実施 （ウ）各種関係機関・団体との連携づくり
<p>法人後見事業</p>	<p>認知症や知的障害などで判断能力が不十分な方の判断能力を補うため、成年後見人等を受任し後見業務を行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 成年後見人等の受任 2. 被後見人等の身上監護及び財産管理 3. 法人後見運営委員会の開催 4. 関係機関との連絡調整 5. 成年後見に関する相談 6. 事業の周知及び広報
<p>生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）</p>	<p>低所得者、高齢者、障害者世帯の経済的自立と安定した生活の維持を目的に貸付事業を行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 資金の貸付に関する相談・受付 2. 民生委員、関係機関との連絡・調整 3. 事業の周知及び広報 4. 滞納者の償還指導(債権強化)
<p>生活困窮者自立支援事業（市受託事業）</p>	<p>生活困窮者に対して家計、就労などの相談支援を包括的・継続的に行い、早期に困窮状態から脱却することで自立の促進を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活困窮者の把握及び相談受付 2. 支援プランの作成 3. 支援調整会議の開催 4. ハローワーク等関係機関とのネットワークづくり 5. 事業の周知及び広報

生活支援体制整備事業（市受託事業）	高齢者が住み慣れた地域で日常生活が続けられるよう、生活支援サービスの充実を図るとともに地域における支え合い・助け合いの仕組みづくりを推進する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第1層協議会の運営事務 2. 第1層協議体小委員会の運営事務 3. 第2層協議体（中学校区単位）の運営事務 4. 小学校区単位における、支え合い・助け合い活動組織化の推進 5. 関係者間とのネットワーク構築 6. 生活支援サービスの開発及び担い手の養成 7. フォーラム等による啓発活動 8. 地域のニーズと生活支援サービスのマッチング
住民参加型有償在宅福祉サービス事業（ちょこっとサービス）	日常生活のちょっとした困りごとを抱えている方に、ごみすてなどのちょっとした生活支援サービスを住民が主体となって提供することにより、在宅福祉の向上及び住民相互の助け合い活動の推進を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用会員の募集及び登録 2. 協力会員へのオリエンテーション及び研修 3. 利用の申込受付及び連絡調整 4. 利用券等の発行 5. 事業の普及啓発
共同募金事業	たすけあい精神の高揚と参加型社会福祉として、市民の善意を結集する赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動を推進する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 千葉県共同募金会匝瑳市支会の運営 2. 共同募金の周知及び広報 3. 赤い羽根共同募金運動の実施 4. 歳末たすけあい運動の実施 5. 地域福祉活動団体への助成 6. 見舞金の配付 7. 関係機関との連絡調整
その他の事業	生活困窮者等で早急に援護を必要とする方を支援する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急援護費の支給 2. 食糧の配付（フードドライブ）